

## 第5章 施策の方向性

### ▼施策の柱1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 〈施策の方向性〉

##### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害のある人が地域や職場で自分らしく活躍できるよう、障害のある人への理解と差別意識の解消を進めます。

##### (2) 権利擁護の推進

地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進や障害者虐待の防止に取り組むとともに、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人や家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

##### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神科病院に入院している人も含め、メンタルヘル스에課題を持っている人に対する包括的な支援体制の構築を目指し、保健・医療・福祉関係者の連携はもとより、当事者の皆さんとの関わりを持ちながら、地域全体で精神障害のある人等を支える体制を整えていきます。

##### (4) 情報提供・意思疎通支援の充実

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人に必要とする情報が効果的に行き届くよう、分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、手話通訳者等の派遣や支援機器の給付等を通じてコミュニケーション支援の充実を図ります。

#### 〈主な取組〉

##### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることを受け、事業者へ啓発チラシの配布を行うなど、周知を行います。
- 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所との連携により、障害を理由とする差別等事案の情報収集に努め、差別の解消に向けた助言や再発防止のための周知・啓発等に取り組みます。
- 上越市障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別に関する相談事例等の情報共有を行うとともに、障害者差別の解消に資する取組や、周知啓発などに関する協議を行い、各種施策に反映します。
- イベントの開催や広報上越などを通じて、障害を理由とする偏見や差別の解消、障害特性についての理解などを促し、障害のある人もない人も、ともに地域の一員として暮らしていくための市民意識の醸成を図っていきます。

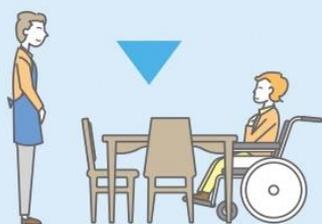
# 合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

## 物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】  
飲食店で車椅子のまま着席したい。

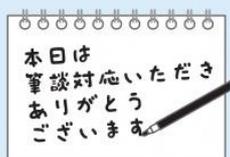


【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

## 意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)

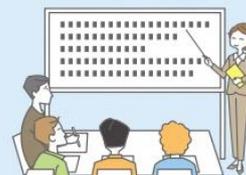


【障害のある人からの申出】  
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細かいペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

## ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】  
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影でることとした。

(出典：内閣府 リーフレット『令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!』)

## (2) 権利擁護の推進

### ▶重点取組

- 成年後見制度を適切に利用できる環境を整えていくため新たに「上越市成年後見支援センター」を設置し、相談体制の整備とともに、制度の普及啓発や後見人の支援、関係機関の連携強化等の取組を推進します。
  - 法人が後見人となって支援を行う「法人後見」と、本人との契約に基づき福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」を行う上越市社会福祉協議会に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。
  - 障害のある人が地域において安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度利用助成事業の助成対象の拡充や日常生活自立支援事業を利用する際の費用の助成を検討します。
  - 身寄りのない人や親族による申立てが見込めない人については、心身の状況や生活状況等を確認し、成年後見の市長申立てにつなげていきます。
  - 障害のある人への虐待防止を図るため、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期支援に取り組むとともに、障害者福祉施設等の職員を対象に研修会等を開催していきます。
- ▶重点取組
- 自立支援協議会に「当事者部会」を設置し、地域課題や支援策の検討内容を共有するとともに、当事者の意見が施策に反映できる仕組みを整えます。

### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 長期入院中の精神障害のある人に対し、医療機関等と連携しながら、適切なタイミングで退院できるよう支援するとともに、退院促進に向け、ピアサポーターの活用を検討します。
- 県主催の保健・医療・福祉関係者等による協議の場や、相談支援事業所が主催する当事者や家族、一般市民を含めた協議の場を活用し、継続した支援体制の検討を行います。

### (4) 情報提供・意思疎通支援の充実

- 「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができるよう合理的配慮の重要性について、市民啓発や職員研修を行います。
- 視覚に障害のある人を対象に、広報上越の内容を音声でお伝えする「声の広報」の制作・送付や、市ホームページへの文字の拡大、背景色の切替え、音声読み上げなどの閲覧支援機能の設置など、障害のある人に配慮した情報提供に努めます。
- 聴覚に障害のある人へのコミュニケーション支援として、上越市社会福祉協議会と連携を図り、引き続き、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、養成講座や体験講座を通じて、手話通訳者等の人材育成・確保を図ります。
- 聴覚に障害のある人が急病などの緊急時において、適切に手話通訳者を派遣することができるよう、医療機関や消防、警察等の関係機関と連携して対応します。
- 障害のある人がコミュニケーションを円滑に行えるよう、ニーズに合った、日常生活用具給付等事業における情報・意思疎通支援用具の充実を図ります。

## ▼施策の柱2 障害のある人が安心して暮らせる地域社会の実現

### 〈施策の方向性〉

#### (1) 包括的な支援体制の整備

障害のある人が自らの意思で、身近な地域において相談支援を受けることができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### (2) 障害福祉サービスの充実

利用者の増加やニーズを踏まえ、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、質・量を確保するため、障害福祉分野の人材確保・育成に取り組みます。

#### (3) 住まいの場の充実

地域における居住の場として、グループホームの整備を関係機関と協議の上、計画的に進めるとともに、重度の障害のある人の施設入所支援を継続します。

#### (4) 各種助成制度の適切な運用

重度の障害のある人に対する医療費の助成や特別障害者手当等の給付などを通じて、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。

#### (5) 災害時への備えの充実

災害時における避難支援等の充実を図ります。

### 〈主な取組〉

#### (1) 包括的な支援体制の整備

○地域における身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、障害のある人やひきこもりの人等への相談支援を行うほか、地域の関係機関等と連携し、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

▶重点取組 ○相談支援事業所間における定期的なケースに係る共有会議や事例検討会等を通じて相談支援専門員の更なる資質の向上を図るため、複数の相談支援事業所による協働体制を構築します。

▶重点取組 ○計画相談支援の業務の効率化を図るとともに、運営面での支援を検討し、指定相談支援事業への民間事業者の積極的な参入を促します。

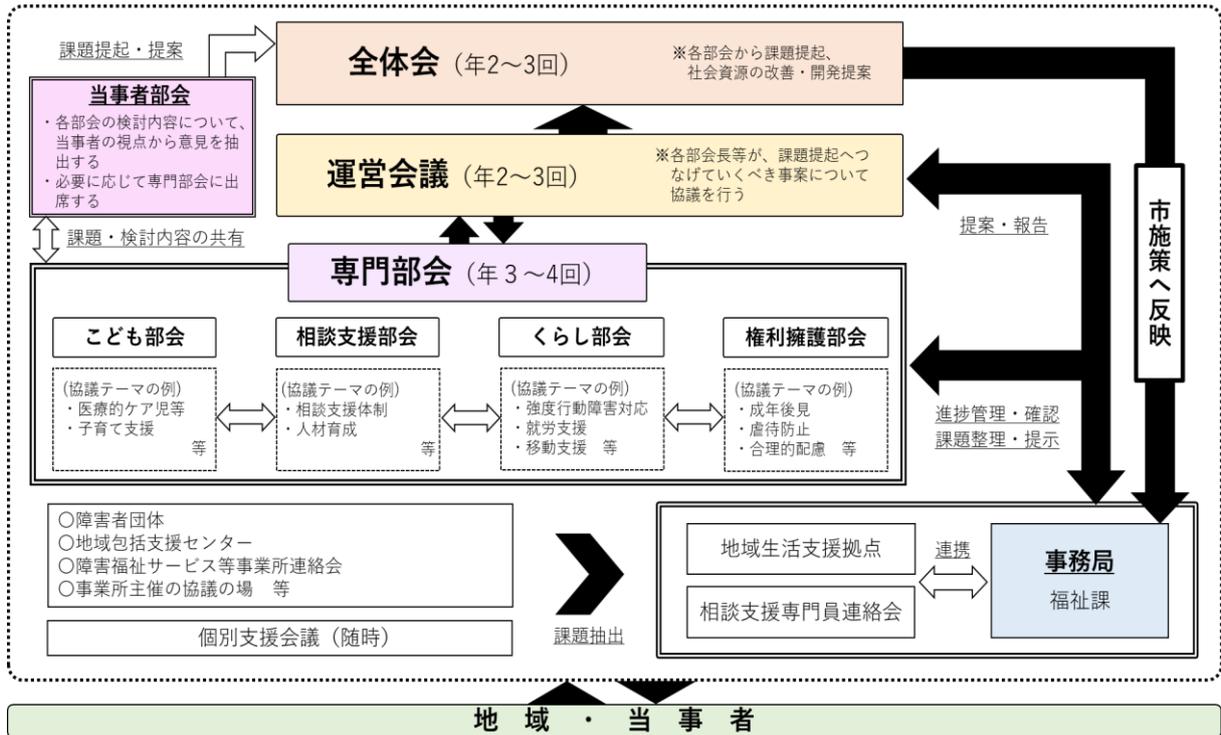
○市内の地域生活支援拠点運営事業所が連携し、困難なケースへの対応や緊急受入体制の強化、専門的人材の育成などに取り組みます。

○強度行動障害など重い障害のある人の緊急事態をあらかじめ想定し、緊急時には障害福祉サービス事業者と連携して適切な支援が提供できる体制を整えます。

○当市における相談支援に必要な機能や役割分担について、各相談支援機関と整理・検討します。

▶重点取組 ○地域課題に対し、効果的な支援策の検討が行えるよう、自立支援協議会の体制の充実を図ります。

〈上越市自立支援協議会イメージ図〉



(2) 障害福祉サービスの充実

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスや生活介護、就労継続支援、短期入所等の日中活動系サービスについて、個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス事業者と連携しながら質的・量的な充実を図ります。
- サービスの質・量を確保していくため、障害者施設等の新人・中堅職員向けの研修会や人材交流のほか、小中学校の児童生徒を対象にした障害に関する学びの機会の提供などを通して、人材の育成・確保に取り組みます。
- 障害のある人の日中活動(サークル活動、創作活動、グループ活動など)の場として設置している地域活動支援センターにおいて、障害のある人同士の交流、社会参加の促進を図ります。

(3) 住まいの場の充実

- ▶重点取組 ○65歳以上の障害福祉サービス等利用者について、本人や家族、関係者等の意向により介護保険サービスが必要になった時点で特別養護老人ホーム等の介護保険サービスへの移行及び調整を行い、本人の状況に合わせた活動・生活の場を確保します。
- ▶重点取組 ○障害福祉サービス事業者によるグループホームの整備を引き続き支援するとともに重度の障害のある人に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の整備を促します。
- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らしを希望する障害のある人への支援を推進します。

#### (4) 各種助成制度の適切な運用

- 自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度や重度心身障害者医療費助成制度（県障）について、適正な運用を図り、障害のある人の経済的な負担の軽減を図ります。
- 特別支援学校への通学支援の充実を図り、保護者の仕事と育児の両立を支援します。
- 医療費助成制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、各種用具の給付制度など経済的負担の支援策について、対象者が適切に助成を受けられるよう市のホームページや障害福祉ハンドブック等を活用し周知に努めます。
- 国県が事業主体である各種支援制度の拡充について、動向を見ながら働きかけを行います。

#### (5) 災害時への備えの充実

- 福祉避難所の対象者が個別避難計画に基づき、災害時に適切に福祉避難所で受け入れられるよう、受入先の事業所との連絡・調整を行います。
- 定期的に福祉避難所の対象者の見直しを行い、福祉避難所対象者の把握を行います。
- 障害のある人の指定避難所について、福祉避難スペースの確保や障害種別ごとの必要な支援について防災部局と情報共有を図り対応します。
- 保健所と災害時における人工呼吸器装着者の情報共有を定期的に行うとともに、災害等による長期の停電や非常時において電源が確保できるよう、非常用電源装置の給付を行います。
- 外出時や災害時等に周りの人に手助けを求めるツールである「ヘルプカード」「ヘルプマーク」について、様々な機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

## ▼施策の柱3 障害児支援体制の整備

### 〈施策の方向性〉

#### (1) 障害児相談支援の充実

障害のある児童の相談支援専門員の人員確保とサービスの質の向上を図ります。

#### (2) 児童発達支援事業等の充実

児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおけるサービスの質の向上等を図ります。保育所等訪問支援事業等の活用により、地域のインクルージョンを推進します。

#### (3) 医療的ケア児支援体制の確保

医療的ケアが必要な児童とその家族を支える支援体制の充実を図ります。

### 〈主な取組〉

#### (1) 障害児相談支援の充実

##### ▶重点取組

- 障害のある児童のライフステージに即した切れ目のない支援体制の構築を目指し、地域の相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。
- こども発達支援センターが行う就学前児童を対象とする発達相談の機能を充実し、早期支援に向けた取組を強化します。

#### (2) 児童発達支援事業等の充実

##### ▶重点取組

- 福祉課とこども発達支援センターにおいて、地域の児童発達事業所との連携を強化することで、センターが実施する児童発達支援事業の民間移行等を進め、身近な地域で療育を受けられる体制づくりを進めます。
- 児童発達支援事業や放課後等デイサービスを担う職員への研修等を行い、サービスの向上を図ります。
- 保育所等訪問支援事業等を通じ、保育園等でのインクルーシブ保育を推進します。
- 社会的養護の対象となっている児童について、児童相談所と連携しながら、必要なサービス利用に係る措置を行います。

#### (3) 医療的ケア児支援体制の確保

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健師や保育園等と連携しながら、医療的ケアが必要な児童とその家族の支援を総合的に調整します。
- 重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業や放課後等デイサービスについて、運営事業者と連携をしながら、引き続き、受入体制を確保していきます。
- 重症心身障害のある人の緊急的な受入れに常時対応できるよう、医療機関における短期入所用病床を確保します。
- 家族の一時的なレスパイトを支援するため、障害福祉サービス事業所等において日中の預かり支援を行います。
- 医療的ケアが必要な児童の支援体制について、保護者との意見交換会や自立支援協議会専門部会等による協議を進め、必要な支援の検討・充実を図ります。

## ▼施策の柱4 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現

### 〈施策の方向性〉

#### (1) 社会参加の促進

外出支援や移動支援など各種事業を実施し、障害のある人の余暇活動や社会参加の促進を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる環境を整えます。

#### (2) 当事者活動の推進

障害のある人が自ら支え合う取組を支援します。

#### (3) 一般就労の促進

障害のある人の自立した暮らしを支える一般就労の促進に取り組みます。

#### (4) 福祉的就労の促進

障害のある人のスキルを高め、自分らしい暮らしを支える福祉的就労の環境整備に取り組みます。

### 〈主な取組〉

#### (1) 社会参加の促進

- 移動手段の確保については、タクシー利用や運転に必要な自動車改造費、運転免許取得費用などの各種助成制度を継続して行います。
- 福祉バスについては、適正な車両管理を行いながら、利用を促進します。
- 福祉有償運送については、実施団体や福祉有償運送運営協議会とともに、安全性の確保や利便性の向上に向けて、引き続き事業を進めていきます。
- 行動援護や移動支援などのガイドヘルプサービスについて、障害福祉サービス事業者と協議をしながら、利用環境の充実に努めます。
- 障害のある人がスポーツや文化活動に親しむことができるよう、障害者週間における公共施設の無料開放やイベントを通じて芸術文化等に触れる機会を創出します。

#### (2) 当事者活動の推進

- 障害者団体が行う障害福祉サービスに関する勉強会や当事者が参加するピアサポート活動など自主的な活動を支援します。
- 障害者団体の新規会員の加入促進に向けて、紹介チラシの窓口等への設置や、障害福祉ハンドブック等での紹介などにより障害者団体の取組を支援します。
- 障害者団体と定期的な意見交換などを通じて、現状や課題を共有するとともに、有機的に連携して取り組める協力関係を築いていきます。

### (3) 一般就労の促進

- 障害のある人が本人の特性や能力等に応じた就労機会を確保できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関と連携し、受入先企業の開拓や就労後の職場定着などの取組を積極的に進めます。
- 障害のある人の一般就労への移行と職場定着を推進するため、就労移行支援事業や就労定着支援事業等の利用促進を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターに「ジョブサポーター」を配置し、障害のある人の意向や特性を踏まえた就労支援や新たな就労先の開拓、職場実習の支援等を通して、一般就労の拡大を図ります。
- 実際に企業等で就労している障害のある人の紹介などを通して、企業等の障害者雇用への理解の促進と就労先の拡充を図ります。
- 障害のある人の就職活動が円滑に進むよう、企業等に必要な情報を提供する「就職・実習希望者エントリーシート」の活用を促進します。
- 特別支援学校等の児童生徒や保護者、学校の進路担当者等を対象に、企業での採用事例や求める人材などを紹介する一般就労向けセミナーを開催します。

### (4) 福祉的就労の促進

- 就労継続支援事業所における受託作業の拡大に向けて、障害福祉サービス事業所で組織する「上越ワーキングネットワーク」を支援し、企業等からの受注拡大や農福連携の取組などにより、各事業所の作業工賃の向上を図ります。
- 一般就労が困難な障害のある人で、雇用契約に基づく就労可能な人に、働く場の提供等を行う就労継続支援A型サービスは、利用者が増加傾向にあることから、民間事業者の参入促進を図ります。
- 高等学校・特別支援学校高等部卒業後の進路決定や日中の居場所等を検討し、将来を考えるきっかけ作りとして、イベントの実施や資料の配布等により、障害福祉サービス事業所の紹介や制度説明の機会を設けます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、市の物品やサービスの調達において、障害福祉サービス事業所から優先的・積極的な調達を推進します。